

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年 9月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 38 号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1卸売業者売場使用料の項中「440」を「470」に改め、同表1卸売業者活魚施設使用料の項中「1,570」を「1,680」に改め、同表1仲卸業者売場使用料の項中「2,620」を「2,810」に、「2,100」を「2,250」に改め、同表1関連事業者店舗使用料の項中「、関連施設棟」及び「及び関連施設棟」を削り、同表1事務室使用料の項中「1,730」を「1,850」に改め、同表1倉庫使用料の項中「1,970」を「2,110」に改め、同表1冷蔵庫棟使用料の項中

「

青果4号棟冷蔵庫	1,083,433
塩干冷蔵庫	10,297,100

 を

」

「

青果4号棟冷蔵庫	1,083,433
----------	-----------

 に改め、同表1構

」

内地使用料の項中「160」を「170」に改め、同表1加工処理場使用料の項中「2,440」を「2,610」に改め、同表1その他の施設使用料の項中「910」を「970」に、「200」を「400」に、「470」を「530」に、「530」を「570」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料について

は、なお従前の例による。

(第一市場)